

議第128号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成24年9月24日提出

京都市長 門川大作

相手方	
事件の種類	建物の収去、建物及び土地の明渡し並びに損害賠償金の支払の請求
事件の内容	<p>相手方は、京都市左京区岡崎法勝寺町22番地ほかの本市が所有する京都市動物園内の土地の上に存在する本市所有の食堂（以下「本件建物」という。）及び当該土地の一部（154平方メートル。以下「本件土地」という。）の使用の許可を受けた者であるが、当該許可を受けた期間が満了したにもかかわらず、食堂の営業のための備品等を置くとともに、建物（売店）を設置して、本件建物及び本件土地を不法に占有している。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、当該建物の収去並びに本件建物及び本件土地の明渡しを請求したが、相手方は、これに応じようとしない。</p> <p>そこで、相手方に対し、当該建物の収去、本件建物及び本件土地の明渡し並びに不法占有による損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。